

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、所要の改正を行う。

2 改正概要

内 容		除外規定
超過勤務の制限の新設	<p>【第9条の3】 3歳未満の子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合は職務に支障がある場合を除き、超過勤務をさせてはならない。</p>	災害その他の避けることのできない事由に基づく臨時勤務が必要な場合
	<p>【第9条の4】 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合は職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を越えて、超過勤務をさせてはならない。</p>	
	<p>【第9条の4】 要介護者のある職員が当該要介護者を介護するために請求した場合は職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を越えて、超過勤務をさせてはならない。</p>	
<p>【第15条】 短期の介護休暇の新設</p>		

3 規程整備の内容

別紙新旧対照表のとおり

【参考】 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正概要

<p>超過勤務の制限</p>	<p>3歳に満たない子を養育するために請求した場合で、公務に支障がないと認めるときは所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。【第61条第20項】</p> <p>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために請求した場合で、公務に支障がないと認めるときは制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。【第61条第25項】</p> <p>要介護家族を介護するために請求した場合で、公務に支障がないと認めるときは制限時間を超えて労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。【第61条第25、26項】</p>
<p>子の看護休暇制度の拡充</p>	<p>小学校就学前の子の看護のための休暇の取得可能日数は、「労働者1人あたり年5日」であったものを、「子1人であれば年5日、2人以上であれば年10日」に拡充【第61条第8、9、12項】</p>
<p>短期の介護休暇の新設</p>	<p>要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日取得可能【第61条第13～15、17項】</p>

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(改正部分抜粋)

現 行	改正案
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員(当該子の同居の親族として規則で定める者でない職員に限る。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第9条の2 任命権者は、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、配偶者又は2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「中学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、第9条に規定する勤務(以下「超過勤務」という。)をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、3歳に満たない子の育児を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p>

<p>(特別休暇)</p> <p>第 15 条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇及び子の看護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第 16 条 任命権者は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限)</p> <p>第 9 条の 4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、規則で定める時間を超えて、超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前 2 項に規定するもののほか、小学校就学の始期に達するまでの子の育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第 15 条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇(以下「特別休暇」という。)として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第 16 条 任命権者は、職員がその配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条第 1 項に規定するものを除く。以下この条において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p>
---	---

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例第9条の2に規定する深夜における勤務の制限に
係る請求並びに同条例第9条の3及び第9条の4に規
定する超過勤務の制限に係る請求は、この条例の施行
の日前においても行うことができる。